

CZ
711
043

四十四年九月發行

刑 法 施 行 法

附
監
獄
法

東京
開文館藏版

258

764

035751-000-7

CZ-711-043

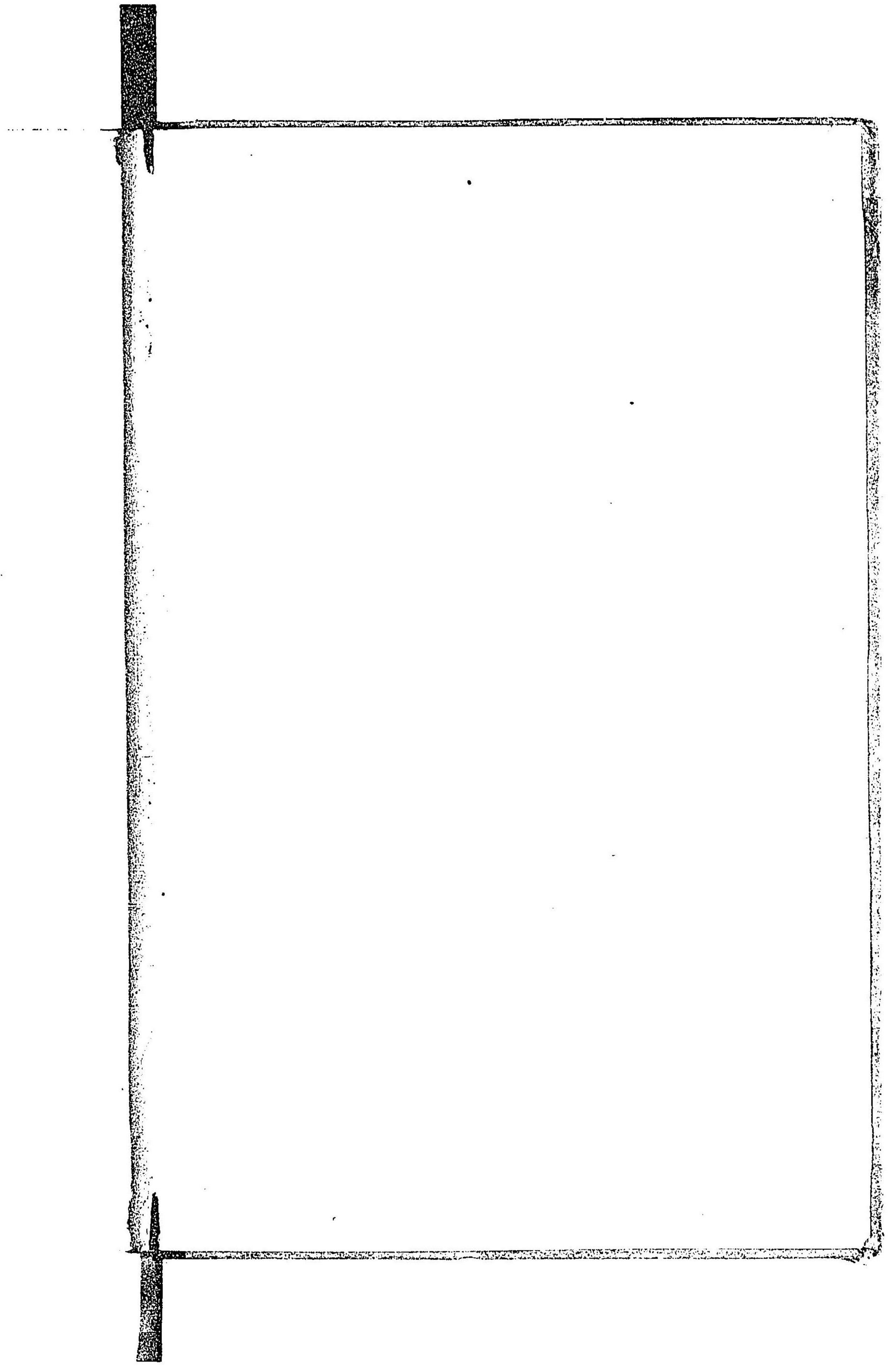
刑法施行法

開文館

M41

BBP-0335





特 14
311

明治四十一年九月發行

開法施行法

東京 開文館藏版

明治
41 9 11
開文

CZ
711
043

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル刑法施行法ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十一年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望
司法大臣 男爵千家尊福

法律第二十九號

刑法施行法

第一條 本法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布告刑
法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅
令、布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二條 刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ

刑法施行法

付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑

舊刑法ノ刑

死刑

死刑

無期懲役

無期徒刑

無期禁錮

無期徒刑

有期懲役

有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮

有期徒刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮

罰金

罰金

拘留

拘留

科料

科料

第三條

法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ
數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲ス可シ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四條

刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五條

刑法第六條ニ依リ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第六條

刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

- 一 確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テ

ハ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス
二 確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ舊刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト餘罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第七條 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者

二 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第八條 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキト雖モ其罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條 刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キトキハ其數罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十條 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ其罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪

トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト餘罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條 第七條第一項各號ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 刑法施行後ハ舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行假出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ

舊刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條 刑法施行後ハ舊刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ

第十五條 刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス

刑法施行前罰金又ハ科料ヲ完納セサル爲メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條 闕席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條 剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其效力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス附加ノ罰金ヲ完納セサル爲メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

他ノ法律ノ規定中剝奪公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ處ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於

テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

爆發物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律第九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ內刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

一 第二編第三章第五節

二 第九十八條乃至第二百條

三 第二編第四章第七節及ヒ第九節

四 第二編第五章第三節

五 第三編第二章第四節

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

一 軍機保護法ニ掲ケタル罪

二 徵兵令ニ掲ケタル罪

三 明治三十八年法律第六十六號ニ掲ケタル罪

四 通貨及證券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戶籍法ニ掲ケタル罪

十 郵便法ニ掲ケタル罪

十一 舊刑法中印紙ノ偽造、變造及ヒ其知情使用ニ關スル罪

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

一 著作権法ニ掲ケタル罪

二 重要物産同業組合法ニ掲ケタル罪

三 移民保護法ニ掲ケタル罪

第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ舊刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ爲メ變更セララルコトナシ

第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法

ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス
前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

第三十五條 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者

ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第三十八條 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條 公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

- 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
 - 二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
 - 三 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
 - 四 長期五年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
 - 五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年
 - 六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月
- 第三十九條 刑事訴訟法第六十二條第三號ヲ左ノ如ク改ム
- 第三 區裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ
- 第四十條 刑事訴訟法第百二十五條第二號ヲ左ノ如ク改ム
- 第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ

在リシ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

第四十一條 刑事訴訟法第百二十六條第一項中「刑法第百八十條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改メ同條第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第百三十八條中「刑法第百七十九條ニ從ヒ罰金」ヲ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

同法第百四十四條第一項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十二條 刑事訴訟法第百六十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル

被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ

第四十三條 刑事訴訟法第百七十二條ヲ左ノ如ク改ム

第百七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪ノ」ヲ削ル

第四十五條 刑事訴訟法第二百四十一條ヲ左ノ如ク改ム

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ其事件ヲ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可シ檢事ノ請求アルトキ亦同シ

被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムヘシ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ」ヲ削ル

第四十七條 刑事訴訟法第三百十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

監獄ニ於テ執行ス可キ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス但特別ノ事由アルトキハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 刑事訴訟法第三百十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ爲ス可シ

死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

第三百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス
死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懐胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第四十九條 刑事訴訟法第三百十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマテ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ

三 受胎後七月以上ナルトキ

四 分娩後一月ヲ經過セサルトキ

第五十條 刑事訴訟法第三百二十條中之ヲ爲ス可シノ下ニ刑ノ執行ノ停止ニ付キ亦同シヲ加ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ徵收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 刑事訴訟法第二十四條第六十三條第六十八條第七十三條及ヒ第七十四條但書ハ之ヲ削ル

第五十二條 刑事訴訟法中復權及ヒ特赦ニ關スル規定ハ之ヲ削ル

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ
前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶豫ハ裁判所ニ於テ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

第五十五條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ上訴ニ因リ其效力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ
前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶豫ノ期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四號ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之

ヲ還付スル言渡ヲ爲ス可シ

第六十二條

左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

- 一 豫審、公判ニ付キ呼出シタル證人、鑑定人及ヒ通事ニ給與ス可キ日當、旅費及ヒ止宿料

- 二 第六十六條ニ記載シタル費用

第六十三條

證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判

事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

- 一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セス

- 二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五

圓

第六十四條

證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路一里ニ付キ金五錢

乃至金二十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至一圓ノ範圍

内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在スルトキニ非サレハ之ヲ給與セス

第六十五條

證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當、旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於

テハ其終結前、公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

第六十六條

鑑定、通譯ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用

ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第六十七條

共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負擔トス

附 則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル裁判所構成法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十一年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望
司法大臣 男爵千家尊福

法律第三十號

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第十六條ノ一 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但

シ第二以下ニ記載シタル罪ハ豫審ヲ經サルモノニ限ル

第一 拘留又ハ科料ニ該ル罪

第二 竊盜ノ罪

第三 竊盜及刑法第二百五十四條ノ罪ノ贓物ニ關スル罪

第四 刑法第三百三十條、第三百七十五條、第三百八十五條乃至第三百八十七條及第二百九條ノ罪並ニ第三百三十條ノ未遂罪

第五 一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓ヲ超過セサル罰金ニ該ル罪

二個以上ノ主刑中其ノ一個ヲ科スヘキ罪ニシテ其ノ刑前項第一又ハ第五ノ規定ニ適セサルモノアルトキハ區裁判所ハ其ノ裁判權ヲ有セス

第十六條ノ一ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ「第十六條ノ二」ヲ「第十六條ノ三」ニ改ム

第十六條ノ二 前條第一項第五ニ記載シタル罪ニ付テハ累犯又ハ併合罪トシテ處分スヘキ場合ト雖モ區裁判所其ノ裁判權ヲ有ス

第五十條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第二 第一審ニシテ終審トシテ
刑法第七十三條、第七十五條及第七十七條乃至第七十九條ノ罪

並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキモノノ
豫審及裁判

附 則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前ニ提起シタル訴訟ハ本法ニ依リ他ノ裁判所ノ權限ニ屬ス
ヘキモノト雖モ受訴裁判所之ヲ裁判スヘシ
本法施行後重禁錮又ハ輕禁錮ニ處スヘキ罪ノ裁判權ニ付テハ重禁錮
ヲ懲役ト看做シ輕禁錮ヲ禁錮ト看做ス

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル裁判所構成法施行條例中
改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十一年三月二十七日

內閣總理大臣 侯爵西園寺公望
司 法 大 臣 男爵千家尊福

法律第三十一號

裁判所構成法施行條例中左ノ通改正ス

第十四條 削除

附 則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル監獄法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十一年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵西園寺公望
司法大臣 男爵千家尊福

法律第二十八號
監獄法

第一章 總則

第一條 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

- 一 懲役監 懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 二 禁錮監 禁錮ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

三 拘留場 拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

四 拘置監 刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁スル所トス

拘置監ニハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處セラレタル者ヲ一時拘禁スルコトヲ得

警察官署ニ附屬スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ヲ一月以上繼續シテ拘禁スルコトヲ得ス

第二條 二月以上ノ懲役ニ處セラレタル十八歳未満ノ者ハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ニ於テ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ之ヲ拘禁ス前項ノ規定ニ依ル者ハ滿二十歳ニ至ルマテ又滿二十歳ニ至リタル後三月内ニ刑期終了ス可キ者ハ其殘刑期間仍ホ繼續シテ之ヲ拘禁スルコトヲ得
心身發育ノ狀況ニ因リ必要ト認ムル者ハ前二項ノ適用ニ付キ年齢ニ拘ハラサルコトヲ得

第三條 監獄ニ男監及ヒ女監ヲ設ケ之ヲ分隔ス

懲役監禁錮監拘留場及ヒ拘置監ノ同一區劃内ニ在ルモノハ之ヲ分界ス

第四條 主務大臣ハ少クトモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシム可シ

判事及ヒ檢事ハ監獄ヲ巡視スルコトヲ得

第五條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

第六條 本法ニ依リ没入シ又ハ國庫ニ歸屬シタル物ハ之ヲ監獄慈惠ノ用ニ充ツ

第七條 在監者監獄ノ處置ニ對シ不服アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ巡閱官吏ニ情願ヲ爲スコトヲ得

第八條 勞役場ハ之ヲ監獄ニ附設ス
前五條ノ規定ハ之ヲ勞役場ニ準用ス

第九條 本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ懲役囚ニ適用ス可

キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十條 本法ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ之ヲ適用セス

第二章 收監

第十一條 新ニ入監スル者アルトキハ令狀又ハ判決書及ヒ執行指揮書其他適法ノ文書ヲ査閲シタル後入監セシム可シ

第十二條 新ニ入監スル婦女其子ヲ携帯センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り滿一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得

監獄ニ於テ分娩シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル

第十三條 新ニ入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第十四條 新ニ入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣類ノ検査ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ必要ト認ムルトキ亦同シ

第三章 拘禁

第十五條 在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外

之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第十六條 雜居拘禁ニ在テハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齡等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ス

第一條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ依リ其監房ヲ別異ス

十八歳未滿ノ者ハ第二條第二項ノ場合ヲ除ク外十八歳以上ノ者ト其監房ヲ別異ス但心身發育ノ狀況ニ因リ其必要ナシト認ムルトキハ此限ニ在ラス

前三項ノ規定ハ工場ニ於ケル就業ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノハ互ニ其監房ヲ別異シ監房外ニ於テモ其交通ヲ遮斷ス

第十八條 懲役監、禁錮監、拘留場、拘留監及ヒ勞役場ノ同一區劃内ニ在ル場合ニ於テハ同性者ニ付キ同一ノ病監又ハ教誨堂ヲ使用スルトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ因リ監房若クハ座席又ハ診察

若クハ教誨ノ時間ヲ異ニス

病監ニ在テハ第二條及ヒ第十六條ヲ適用セサルコトヲ得

第四章 戒護

第十九條 在監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 法令ニ依リ監獄官吏ノ携帯スル劔又ハ銃ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限リ在監者ニ對シ之ヲ使用スルコトヲ得

一 人ノ身體ニ對シテ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫ヲ加フルトキ

二 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサルトキ

三 逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ

四 逃走ヲ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕拿ヲ免カレントシ又ハ制止ニ從ハスシテ逃走セントスルトキ

第二十一條 天災事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急ノ用務ニ就カシムルコトヲ得

前項ノ用務ニ就キタル者ニハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他所ニ護送ス可シ若シ護送スルノ遑ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭ス可シ解放後二十四時間内ニ出頭セザルトキハ刑法第九十七條ニ依リ處斷ス

第二十三條 在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間内ニ限り之ヲ逮捕スルコトヲ得

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第六十條ノ適用ヲ妨ケス

第五章 作業

第二十四條 作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス

十八歳未滿ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關ス

ル事項ヲ斟酌ス

第二十五條 大祭祝日、一月一日、二月二日及ヒ十二月三十一日ニハ就業ヲ免ス

父母ノ訃ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ免スルコトヲ得

炊事、洒掃、看護其他監獄ノ經理ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業ヲ免セサルコトヲ得

第二十六條 刑事被告人、拘留囚又ハ禁錮囚作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其選擇スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十七條 作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス

在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

作業賞與金ハ行狀、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム

第二十八條 在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲メニ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ難キニ至リタルトキハ情狀ニ因リ手當金

ヲ給スルコトヲ得

前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父母配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

第六章 教誨及ヒ教育

第二十九條 受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十條 十八歳未滿ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得

第三十一條 在監者文書圖畫ノ閱讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス
文書圖畫ノ閱讀ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 給養

第三十二條 受刑者ニハ一定ノ衣類臥具ヲ著用セシム但拘留囚ニハ自衣ノ著用ヲ許シ其他ノ者ニハ襯衣ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十三條 刑事被告人及ヒ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ衣類

臥具ハ自辨トシ其自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

自辨ノ衣類臥具ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 在監者ニハ其體質健康年齢作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ヒ飲料ヲ給ス

第三十五條 刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第八章 衛生及ヒ醫療

第三十六條 在監者ノ頭髮鬚髯ハ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ衛生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得ス

第三十七條 在監者ハ其拘禁セララルル監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服ス可シ

第三十八條 在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム

第三十九條 在監者ニハ種痘其他傳病病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

第四十條 在監者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療セシメ必

要アルトキハ之ヲ病監ニ收容ス

第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ離隔シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス但懲役囚ヲシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス

第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第四十三條 精神病傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得

前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス

第四十四條 妊婦產婦老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章 接見及ヒ信書

第四十五條 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十六條 在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第四十七條 受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス

前項ニ依リ發受ヲ許ササル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

第四十八條 裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ本人ニ交付ス

第四十九條 在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人閱讀ノ後之ヲ領置ス

第五十條 接見ノ立會信書ノ檢閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十章 領置

第五十一條 在監者ノ携有スル物ハ點檢シテ之ヲ領置ス

保存ノ價值ナク又ハ保存ニ不適當ト認ムル物ハ其領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解クコトヲ得

領置ヲ爲サス又ハ之ヲ解キタル物ニ付キ在監者相當ノ處分ヲ爲ササルトキハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第五十二條 在監者領置物ヲ以テ其父母配偶者又ハ子ノ扶助其他正當ノ用途ニ充テンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第五十三條 在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ其差入ヲ許スコカラスト認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ沒入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十四條 在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ沒入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十五條 領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス

第五十六條 死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人家族又ハ親族ニ之

ヲ交付ス

第五十七條 死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年內ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス

逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年內ニ居所分明セサルトキ亦同シ

第十一章 賞罰

第五十八條 受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得

賞遇ノ種類及ヒ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス

第六十條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 叱責
- 二 賞遇ノ三月以内ノ停止
- 三 賞遇ノ廢止
- 四 文書、圖畫、閱讀ノ三月以内ノ禁止
- 五 請願作業ノ十日以内ノ停止

六 自辨ニ係ル衣類臥具著用ノ十五日以内ノ停止
 七 糧食自辨ノ十五日以内ノ停止
 八 運動ノ五日以内ノ停止
 九 作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削
 十 七日以内ノ減食
 十一 二月以内ノ經屏禁
 十二 七日以内ノ重屏禁
 屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ晝夜屏居セシメ情狀ニ因リ就業セシメサルコトヲ得重屏禁ニ在テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス
 第一項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得
 第六十一條 前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及ヒ十八歲未滿ノ在監者ニ之ヲ科セス
 第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得
 懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得

トヲ得

第十二章 釋放

第六十三條 在監者ノ釋放ハ恩赦職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閲シテ其手續ヲ爲ス可シ
 第六十四條 恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其裁可狀又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間内ニ之ヲ釋放ス
 第六十五條 前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間内ニ之ヲ釋放ス
 第六十六條 假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ證票ヲ交付ス
 第六十七條 假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ
 一 正業ニ就キ善行ヲ保ツコト
 二 警察官署ノ監督ヲ受クルコト但警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコトヲ得

三 住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト
 主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得

第六十八條 滿期ノ者ハ其刑期終了ノ翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス

第六十九條 釋放セラル可キ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得

第七十條 釋放セラル可キ者歸住旅費若クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルカ爲メ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與スルコトヲ得

第十三章 死亡

第七十一條 死刑ノ執行ハ監獄内ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス
 大祭祝日、一月一日二日及ヒ十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セス

第七十二條 死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ非サレハ絞繩ヲ解クコトヲ得ス

第七十三條 在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス

死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得

死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得

第七十四條 死亡者ノ親族故舊ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

第七十五條 受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

附 則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 監獄則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其効力ヲ有ス

明治四十一年九月一日印刷
明治四十一年九月十日發行



不許
複製

發行者

東京市神田區猿樂町廿三番地
森謙藏

發行者

大阪市東區南本町四丁目五十番邸
森本專助

印刷者

東京市京橋區本湊町湊川岸一號地
石田道三郎

印刷所

東京市京橋區本湊町湊川岸一號地
中央印刷所

大賣捌所

大阪市南區心齋橋筋
壹丁目六十七番屋敷

松村九兵衛

同

東京市神田區
猿樂町廿三番地

山海堂書店

文學博士 芳賀矢一 著
竹南森本樵作

四六判四段組紙數一千百六十餘頁
洋本綴背皮金文字入特別上製

發音實用新辭典

全壹册

一名二十世紀節用辭典

定價金貳圓參拾錢

小包附留送料拾八錢
臺灣、樺太、滿韓、四拾錢

本書の内容に就ては敢て喋々せず、好
學の諸君は次頁以下に記せる各新聞の
批評を讀まれて、其の内容の如何に實
用的なるかを知られよ。

發行所

東京市神田區猿樂町廿三番地
開文館書店
大阪市東區南本町四丁目五十番屋敷
森本專助

大販賣所

東京市神田區猿樂町廿三番地 山海堂書店
東京市日本橋區數寄屋町九番地 林平次郎
大阪市南區心齋橋筋二丁目六十七番邸 松村九兵衛

◎各新聞批評

▲萬朝報 最近出版の辭典中、最も實用的なるものを求むれば、本書の如きは即ち其一ならん、イロハ順によりて部門を分ち、更に各部を一言、二言、三言、四言以上に分ちて検討に便ならしめたる、古語、枕詞等の實用的ならぬを省きて、普通語、俗語、漢語及専門語の普通に用らるゝものを主とせる、而して其説明を成べく簡易にせる「明治の新語辭典」として「中學程度易利便なる廿世紀節用集」と言ふもの、以て本書の價値を定るに足らん歟

◎日本新聞 いろは引節用集なるものは文明年間より寫本版本となりて今日迄廣く應用せらるゝも二十世紀の今日となりては其内容文字の不足を感ずること多々ありて之れが完全なる辭典の世に現はれんことは一般の希望する處なりしが今回東京大阪開文館にて森本樵作氏に托して該辭典を編纂し出版したるが本書は實用辭典一名二十世紀辭典と稱し専ら實用に適するものなり芳賀文學博士之れに序して森本氏の二十世紀辭書を編纂せられしも亦時世の要求なりと

▲東京毎日新聞 現下國語辭書の出版されしもの數多ありと雖も多くは高尚に失し簡易便利なるもの少し本書は能く此の缺陷を補ひ用語の採録と組織の簡潔に注意して普通語、俗語漢語及普通に用ひらるゝ諸外國語并に各種の専門語を採録し用語の排列、索引等用意周到なれば中學程度學生の座右に備ふべき好參考書として推奨するを憚らず

◎時事新報 普通語、俗語、漢語を始め専門語の普通用ひらるゝもの、又は諸外國語の普通語となれるもの等、今日普通の用語をいへば順に諸部門に分ち、各部門に一音二音三音と發音數に順に排列し、之に簡單なる説明を加へたる一種の節用集なり

▲辭書新聞 發音數に依つて目的の用字成語を容易に發見せしめんとしたるが從來の辭書と異なる一大特色にして普通語、俗語、漢語及び各種専門語、譯辭方言等をイロハ順に部門を

立て各部門を一より六に至る發音數に配列したる便利なる辭典なり

◎東京朝日新聞 本書は一名を二十世紀節用辭典といひ過去數世紀間我國民日用の便覽に資せられたる「いろは引節用集」が言海、言泉など出でしより多く用ひられざるを慨し著者は多年苦心の末明治今日の新語を探りいろは順によりて部門を分ち各部門毎に一言、二言、三言、四言、五言、六言以上の區別を立て毎言亦いろは順を用ひて檢索に便ならしめ更に索引を附し所要の文字を容易に索出する方法を以て編述したるものにして昔の節用集の體を失はず其内容は明治今日の辭書の部として最適當なるものとせり例へば「ち」の六言以上にて超然主従、除穢式、除外例、除蟲菊等の語を並べて之に註釋を加へたるが如し思ふに一般國民は簡易利便なる點に於て尙此の種の辭書を歡迎するなるべし

▲大阪朝日新聞 本書は普通語、俗語、漢語を始め各種専門語の普通に用ひらるゝもの、諸外國語の普通語となれるもの等を採録し古語、枕詞中已に死語となれるものを省き方言も其の使用區域の狭小なる者を採録せず主として中學程度の學生並に同程度の學校を終へ實業に就ける人々の參考に供せんと編纂せるものにして中には説明の餘りに簡にして物足らざる點なきにあらざるも之を座右に具ふるの價値は十分に在るを認む

◎大阪毎日新聞 中學程度の學生並に同程度の學校を退きて實業に就ける人々の參考として從來の「いろは字引」が辭書として全く用をなさざるに頗み特に用語の採録と組織の簡潔とに注意を拂ひ普通語、俗語、漢語、普通に用ゐらるゝ各種の専門語等並に諸外國語等を採録し之をいろは順によりて部門を立て各部門を分ちて一言、二言、三言、四言、五言、六言以上として毎語亦いろは順を用ゐたる新式節用辭典にして用語のすべて四號活字なるは檢索に便なるが上に説明し簡潔にして要を得語數も可成多ければ座右に置きて便利重寶を感ずること多からむ

▲報知新聞 本書の特色は實用語を主として死語を省きたるなり、辭書の多くは其語數々萬に及ぶものあり其半は當世に用なき語をも集められたるに本書はその語數は少きも一々日常に用ひられつゝある活語のみ採録せられたれば以て大冊の辭書に匹敵するに足る採録の語は多く新聞に用ひらるゝ語字を探りしものなるべし中學程度の學生其他には適當なる參考書たらん (以下編出)

法學博士 和田垣謙三 定
文學士 久保天隨 校定
文學士 大町桂月 校定

有定書院 森訥編修

熟語 漢和中辭典 全一冊

菊半截總クローヌ綴美本：六號活字三段詰：舶來上等紙刷 特價金壹圓
紙數千五百五十頁：定價壹圓五十錢：内地小包料金拾錢

製本既成 (注文即日送本) (見本申込往復端書)

我が國在來の畫引玉篇等は其の數少からざるも、内容形式共に缺點甚た多く、世の實用に適するもの殆どこれなし例へば

(一) 孔・矣・希・邊・驅・闕・巖・曩等の如く不用の文字を多く採録し

(二) 間・之・峠・相・糶・嘶・筈・聽等の如き國字又は疊を「タタミ」捌を「サバク」嚙を「サン」と訓するが如き國訓並に近世支那にて製造し、我國にも亦普く適用せる有・丟 等の文字は康熙字典其他の漢字引中に一切收容せざるを以て其の採録する所の文字は或は五萬或は七萬と稱するも其の用を爲すものは僅に十分ノ一に足らず而かも

(三) 其の施す所の訓釋は概して適切ならず

(四) 却て専門學者にあらざれば多く用をなさざる文字の典例・出所文は四聲の別なとに力を注ぎ

(五) 文字の排列は、犬牙錯綜して索出に不便を覺え

(六) 索引は「水部」に才を「犬部」に「邑部」に編入する等舊慣を墨守したる爲に「弔」は「弓」の條にて索むる「カ」の條にて引くか又「衍」は「イ」行の各條何

れにて搜ぐるかに迷はしむる等

殆ど枚舉に違あらざらんとす、本書は即ち此等の缺點に鑑み最も

普通的にして最も實用的ならしめんが爲に

(一) 今日多くの印刷所に於て使用せる活字を以て世間普通字と認め「活字總數見本」に收容せる文字「近來支那にて製造せる文字にして我が國に使用せらるるものハ、國字及び國訓ニ、殊に「秆、吹、磅、哩」等の如く洋語の譯

字に充てたる新製文字等合計壹萬許を限りて之を採録し

(二) 之に漢吳兩音切韻の區別を立て、簡潔適切なる訓解を施し

中學校・師範學校・高等女學校等の各教科書又は新聞雜誌・各種法令等より普通の術語・熟字を採集し其頭字に依て分類し之を各字の條に配當して懇

切なる説明を加へ

(四) 文字は頭を揃へて一見考索に便し

(五) 索引は舊來のまゝを保存すると同時に更に人を「心」の部に「手」の部に「才」又は「才」の部に「艸」の部に「疋」の部等にも設けて初學者をして考索の

便に供し

以て明治今日の漢字典たるにそむかざらんことを力めたり。されば、本書一たび世に出づるの日は、光輝燦然凡ての學界を照射すべく、舊來の畫引玉篇等は、忽ち書庫の陰暗き隅に隠れざるを得ざるべし、噫、今や漢字を適切に訓釋し術語・熟字を網羅せるものは本書の外世に一本もこれなきこととなりぬ、學者たり學生たり將た實務家たるを問はず、苟も文字を正當に使用せんと欲するものは、速に本書を購ふて其の光明に浴せんことに急なるべきなり

